



令和 3 年 9 月 3 日
内閣府（防災担当）

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、別紙のとおり、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が8月31日(火)に閣議決定され、本日(9月3日(金))公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

1. 激甚災害の指定

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（法第5条）

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。

（過去5カ年の実績の平均では農地は84%→96%に嵩上げ）

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（法第24条第2項～第4項）

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は68%→82%に嵩上げ)	島根県 <small>うんなんし</small> 雲南市 <small>いいなんちょう</small> 飯南町
○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。	鹿児島県 <small>ちよう</small> さつま町

3. スケジュール

8月31日（火） 閣議決定

9月3日（金） 公布・施行



令和4年3月16日
内閣府（防災担当）

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対する適用措置を指定する政令が、令和3年9月3日（金）に公布・施行されましたが、別紙のとおり、災害期間の変更及び対象地域を追加指定する政令が、令和4年3月11日（金）に閣議決定され、本日（3月16日（水））公布・施行されましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（復旧・復興担当）付 山崎、和嶋

03-5253-2111（代表、内線 51382・51383） 03-3593-2847（直通）

(別紙)

「令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

1. 激甚災害の指定 (災害期間の変更)

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害



令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害

2. 適用措置の指定

【本激】

①農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 (法第5条)

農地、農道や水路等の農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。
(過去5カ年の実績の平均では農地は84%→96%に嵩上げ)

②小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第2項～第4項)

国庫補助の対象とならない小規模な農地等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第3条、第4条) 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 (過去5カ年の実績の平均では公共土木施設等は68%→82%に嵩上げ)	島根県 <small>うなんし</small> 雲南市 <small>いinanちよう</small> 飯南町 鹿児島県 <small>ちよう</small> さつま町
○小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 (法第24条第1項、第3項、第4項) 国庫補助の対象とならない小規模な公共土木施設等の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入。	【追加指定される地域】 広島県 <small>しやうばらし</small> 庄原市 熊本県 <small>やまとちよう</small> 山都町 鹿児島県 <small>としまむら</small> 十島村

3. スケジュール

3月11日(金) 閣議決定
3月16日(水) 公布・施行

令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和三年政令第二百四十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行							
<p>令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"> <tr> <th>激 甚 災 害</th> <th>適用すべき措置</th> </tr> <tr> <td>令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害</td> <td>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町、広島県庄原市、熊本県上益城郡山都町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</td> </tr> </table> <p>備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p>	激 甚 災 害	適用すべき措置	令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町、広島県庄原市、熊本県上益城郡山都町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置	<p>令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <table border="1"> <tr> <th>激 甚 災 害</th> <th>適用すべき措置</th> </tr> <tr> <td>令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害</td> <td>法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置</td> </tr> </table> <p>備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。</p>	激 甚 災 害	適用すべき措置	令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
激 甚 災 害	適用すべき措置								
令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町、広島県庄原市、熊本県上益城郡山都町並びに鹿児島県鹿児島郡十島村及び薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置								
激 甚 災 害	適用すべき措置								
令和三年五月十一日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南町並びに鹿児島県薩摩郡さつま町の区域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置								

政令第二百四十五号

令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
令和三年五月七日から七月十四日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに島根県雲南市及び飯石郡飯南

備考 上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。

町、広島県庄原市、熊本県上益城郡山都町並びに
鹿児島県鹿児島郡十島村及び薩摩郡さつま町の区
域に係る激甚災害にあつては、法第三条、第四条
並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規
定する措置

(都道府県に係る特例)

第二条 前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚^{じん}災害に対処するため
の特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第
一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、
これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一六日政令第六二号)

この政令は、公布の日から施行する。